

一関市告示第230号

一関市高齢者ごみ出し支援事業実施要綱を次のとおり定め、令和5年5月1日から施行する。なお、この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

令和5年5月1日

一関市長 佐藤 善仁

一関市高齢者ごみ出し支援事業実施要綱

(趣旨)

第1 この告示は、一般家庭の日常生活に伴い生じた一般廃棄物（以下「家庭ごみ」という。）をごみ集積所（一関市ごみ集積所の指定に関する要綱（平成19年一関市告示第233号）第5の規定による指定を受けたものをいう。以下「集積所」という。）へ排出することが困難である高齢者のみで構成される世帯を支援するため、当該世帯から排出される家庭ごみの収集について、当該世帯を訪問し収集（以下「戸別収集」という。）する高齢者ごみ出し支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象者)

第2 事業の対象者は、次に掲げる要件を全て満たす世帯に属する者とする。

- (1) 65歳以上の高齢者のみで構成される世帯であること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定又は要支援認定を受けている者がいない世帯であること。
- (3) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者がいない世帯であること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害支援区分の認定を受けている者がいない世帯であること。
- (5) 親族、近隣住民その他のものの支援を受けることが困難な世帯であること。
- (6) 居住する家屋から最寄りの集積所までの距離がおおむね500メートル以上で、集積所までの移動手段が徒歩のみの世帯であること。

(収集するごみの種類)

第3 事業の対象となる家庭ごみ（以下「対象家庭ごみ」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 燃やすごみ
- (2) 燃やせないごみ（蛍光管を含む。以下同じ。）
- (3) 資源ごみ（びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、白色食品用トレイ及び紙類をいう。以下同じ。）

（事業の実施）

第4 市は、事業を利用する者（以下「利用者」という。）が市の指定する場所に排出した対象家庭ごみについて戸別収集をするものとする。

- 2 前項に規定する市の指定する場所は、第5第1項の規定による申請があった場合において、市が現地を調査し決定するものとする。
- 3 市は、戸別収集1回につき、対象家庭ごみの区分ごとに2袋まで収集するものとする。
- 4 利用者は、一関地区広域行政組合の一般廃棄物処理基本計画に定める排出方法に従い、対象家庭ごみを適切に分別しなければならない。
- 5 収集の回数は、週1回かつ1月当たり4回を限度とする。

（申請）

第5 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者ごみ出し支援事業利用申請書（様式第1号）によりあらかじめ市長へ申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、申請者の属する世帯の状況を調査して事業の利用の可否を決定し、その可否を高齢者ごみ出し支援事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の申請書は、事業を利用しようとする年度ごとに提出しなければならない。

（費用負担）

第6 利用者は、戸別収集に係る燃料代等の実費相当額の一部として、収集1回につき250円の費用を負担しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による費用について、2月ごとに合算し、利用者へ納入通知書を送付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 利用者は、市長が発行する納入通知書により費用を納入しなければならない。

（変更等の届出）

第7 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、高齢者ごみ出し支援事業変更・休止・再開・廃止届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第5第1項の規定による申請の内容に変更があったとき。
- (2) 戸別収集を休止するとき。
- (3) 戸別収集を休止した場合において収集を再開するとき（休止をした年度内に限る）。
- (4) 戸別収集を中止するとき。

(利用の中止)

第8 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市は戸別収集を中止し、その旨を利用決定者へ通知するものとする。

- (1) 第7第4号の規定による届け出があったとき。
- (2) 利用者が第2各号に規定する事業の対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 長期不在の状況であるとき。
- (4) 第6第3項に規定する費用が納入されないとき。
- (5) 事業の利用が困難であると市長が認めたとき。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。